

<多機能型事業所：生活介護/就労継続 B 型>

多機能型事業所 童里夢

平成 31 年度（2019 年度）事業計画書

『人はどんな障害を持っていても豊かな人格を持ち、可能性を持って生まれてきた。』

童里夢では障害を持つ人も持たない人も、互いに人格を認め合い、共に働き、助け合い、地域社会に貢献しつつ、自己実現をしていける場でありたい。その自己実現こそが創造であり、生産である。』共感と共生の社会づくりを目標に、誰もがかけがえのない人生を豊かに送るために、自立(律)の様々な形を認め、一人ひとりの well being（より良く生きること：暮す・働く・余暇活動の充実）を共に考え支援する。

“童里夢”のテーマ、大切にすること・・・『チーム力の向上』

1. 利用者との関わりを大切にすること／本人の気持ちを受け止めること
専門職として自覚を持ち、利用者の将来を見据えた働き掛けに努める
事業所の役割、責任を理解する：利用者主体の日中活動種目の構築
権利擁護、エンパワメントの視点
2. 利用者主体
利用者一人ひとりのニーズ、思いに沿ったサービスの提供
自己選択・自己決定を支える支援「待つこと」「傾聴すること」「理解すること」
ホスピタリティある支援
3. 支援力を高めること（福祉職員共通の専門性の向上）
倫理／権利擁護（利用者の代弁者）の意識
他者理解（利用者（家族）の心情を理解）／自己理解（支援者の自己理解）
家族との関わりも含めて、地域社会と連携・協力しての事業展開
4. チームワークを大切にすること
事業所、作業班・職種を越えた協働・協力体制づくり、情報と現場実践の共有
感謝の気持ち／謙虚な態度／思いやり・・・相手の立場で物事を感じ取ること

1. 事業運営

平成 31 年度も引き続き、法人基盤を強固にすることが継続的重点課題であり、法人内の連携及び、事業所内の支援体制の見直し、改善を進めることに注力する。

多機能型事業所 童里夢は、今年度、開所 18 年を迎えるに当たって、将来的な展望を見据えて、事業運営や就労支援事業の見直しを中心に新たな基盤作りを進めていく。事業運営においては、利用者主体、権利擁護の視点を持ち、サービスの質の向上を求めつつ、継続的事業運営を行なえるよう、業務内容、職責を見直し、高水準な支援体制が継続できるよう仕組みづくりを中心に行う。就労支援事業では、時代や社会情勢の変化に対し、現存の形骸化したものを改め、変化、改善することを目的とし、新たな事業展開を見据えた生産活動を模索、計画を作成する年度と位置づけ、将来的な計画に基づく改修、及び設備投資を行う。また、職員体制変更に伴う、運営体制（職員配置・業務分掌、人材育成、日中活動種目の整理、他）の見直し、整理を図り、今一

度、利用者主体のサービス内容に注視した支援体制の再構築を進める。利用者主体の事業運営を目指すにあたって、利用者の希望や思いを受け止め、取り入れ、多様な利用者ニーズに対応できる事業所体制を整える。職員は専門職としての知識、技術の向上心を持ち、常に権利擁護の視点を持った支援を心掛ける。また、職員の働きやすい労働環境の整備にも継続的に力を入れていく。

2. 重点課題

1. 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）

平成 31 年度を迎えるに当たり、中・長期的視点からの事業運営・体制づくりを継続して行う。法人内事業所の協調体制（事業運営、食事提供、利用者送迎、人員協力、情報共有 等）を生活介護事業所 奏楽、地域生活支援センターすたあと、共同生活支援 ぱあとなあ各事業所と月に 2 回の管理者会議を始め、事務員会議を通し、様々な業務の効率化、及び共通化を図り、連携・協力体制を強固にし、一体的な事業運営体制を構築、強化する。

運営体制（業務分掌、職務・職責）、作業班体制（生産活動、職員体制）も事業所全体、事業所間の連携を考え、また、将来を見据えた生産活動種目の検討、人員登用を踏まえ、適時再編をすすめ、全体的な最適化を図る。職員の働き方についても、労働管理、安全衛生管理を精査し、職場環境の見直しを進める。

2. 利用者サービスの充実

生産活動（作業支援）を中心とした生活介護事業所であり、生産活動に重視した支援体制を行ってきたが、利用者支援の手法としての生産活動であることを再認識し、エンパワメントや権利擁護の視点を注視し、利用者ニーズを引き出し、利用者支援と生産活動のバランスが取れた、支援体制の見直しを行う。

年間利用稼働日（年間開所日 253 日）に加え、活動日を 2 日設定し、生産活動以外の社会活動、レクリエーション活動を通し、生活面での経験値を養う。グループ活動の内容については、利用者自治会を通し、活動内容等については、利用者ニーズを引き出し、計画、実践する。

生産活動では、社会情勢や地域社会、障害福祉施策の状況に注視し、現状の形骸化した取り組みを将来的な生産活動内容の見直し、変更を検討しつつ、段階的に投資、修正を行えるように中長期計画の作成を行う。今後も継続して利用者個々のやりがい、達成感を重視し、生産活動を通しての工賃の増額（収入の増加、コストの削減）を常時意識することで、作業班同士の連携を強化し、事業所全体で取り組む。

3. 人材育成/支援力の向上

福祉専門職として事業所の役割、責任を理解し、権利擁護、エンパワメントの視点、対人支援の観点から、支援者として自覚し、職員間の協調を意識したチームアプローチによる継続的な支援を行う。

利用者支援においては、利用者一人ひとりの障害特性、個性を理解し、とりわけ重度者及び強度行動障害の方、個人の特質等を把握した上で利用者主体、合理的配慮を意識した支援体制を整備する必要がある。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通して、合理的配慮に関する基本的知識の浸透、及び、事業運営における実践を図る。

全職員が一貫した支援方針と標準化された支援を実践するために、業務支援マニュアルを整備し、必要に応じて適時改訂を行い、利用者支援の在り方を確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で取り組む。

人材育成では、各種委員会での取り組みによる法人運営への主体的な参加と OJT を基本としつつ、OFF-JT である法人全体研修、外部研修の計画的実施を行ない、法人運営や事業所運営においての主体性を促し、専門職としての意識化、スキルアップを図る。また、新人職員の入職に伴い、計画的に研修を実施し、専門職としての知識、技術、責任感を養い、将来的には基幹的な業務に携わる職員の育成を行う。

4. 環境整備・施設整備

5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）の実践を行い、設備、機器等の経年劣化に伴う、点検、確認をし、計画的に改善、改修を行えるようにする。特に、文書保管については、屋外倉庫の整備を行い、文書保管規程に基づき、最適化を図る。また、支援ソフトの新たな導入に伴い、業務や記録管理の最適化、情報共有を図り、働きやすさや業務の効率化を進め、労働環境整備等に注力する。

生活介護事業の事業展開

生産活動を日中活動の基本とし、利用者一人一人の希望や思い、また、障害の重さ、障害特性にも配慮しながら、日中活動種目・内容の充実を図り、支援者が各作業班（生産・日中活動種目）の課題・目標を共有し事業所全体で協力体制を整える。

「ばくばくぱん」「れすとらんくう」は、永年継続してきた形骸化した手法や体制からの脱却を目指し、店舗型生産活動という形態を残しつつ、広い視野を持ち、社会情勢、地域社会、顧客ニーズ、利用者主体の内容、そして、職員業務の共通化を意識した形態を検討する。「雑貨班」では、クラブ活動等と生産活動のバランスを取り、既存の委託作業、木工作业等を行いながらも新たな生産活動種目の開拓を進め、多様な生産活動種目の提供を行い、障害特性やニーズに寄り添う支援に注視する。

各生産活動において、利用者の関わり、職員の負担と共に原価、経費、利益を数値化して事業としての在り方を検証、評価し現状維持に捉われず見直し、整理を進める。

また、レクリエーション活動、余暇活動も新たな活動の幅が広がるような企画を取り入れていく。

生産活動種目	年間目標売上（円）
ばくばくぱん	6,500,000円
れすとらんくう	6,500,000円
雑貨班	1,500,000円

生活介護利用者 月平均工賃（生産活動）
7,000円 ～ 13,000円以上

就労継続支援 B 型の事業展開

顧客、取引先の定着により、前年度受注実績同等の製造・販売量を見込まれる。製造コスト、販売コストの増額、そして増税への対応をしつつ、継続的な生産活動を実施し、平均工賃月額 45,000 円以上を継続する。

多機能型事業所 童里夢の事業運営における業務的、人的連携を行ない、事業所の効率を図る。

また、将来的な事業継続を意識した情報収集を行う上で、他法人（名古屋ライトハウス・社会福祉法人みやこ）との連携・協力を通して情報共有、営業・販売活動を積極的に進める。

就労支援においても、関係機関と協力し、就労支援プログラムの作成（生産活動・コミュニケーションスキルの向上、健康管理 等）及び職場定着支援（職場訪問、他）にも対応する。

Pan-Kan 製造センター	年間目標売上（円）	年間目標販売数（缶）
	42,000,000円	170,000缶

就労継続B型利用者 月平均工賃（生産活動）
45,000円以上

3. 利用者支援

個別支援計画

『重い障害を持っていても立派な生産者として認め、手厚い支援で生産活動を中心とした日中活動を組み立てる』支援体制を整えることで、利用者一人ひとりが、自信や誇り、達成感を得ること、役割が増え必要とされる存在となっていくこと、意欲や態度において前向きな変化が引き出されること、さらには人間としての成長がもたらされること、そして社会参加がより進んでいくことを目標とし、各事業の機能と目的に叶う生活支援、及び生産活動支援を行う。

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。個別支援計画書（生活介護個別支援計画、就労継続支援B型個別支援計画）に基づいた統一された支援を行う。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活介護	P					C						E

凡例) P：個別支援計画作成 C：モニタリング E：評価
A：アセスメント（利用開始前）

諸活動

日中活動種目を幅広いものするために、講師を依頼しての余暇活動、地域社会と交流する機会を日中活動種目として設定する。

クラブ活動（茶道、書道、カラオケ、ダンス、料理、太鼓、スポーツ他）

上記生活介護プログラムの活動以外、特別活動として以下の行事等を利用者と共に計画、実施する。

休業日活動 ※利用者自治会を主体に内容を設定する。（年間2回）

一泊旅行、作業班活動、忘年会、イベント等（善意フェスティバル、いきいきフェスタ、障害児者とボランティアの集い、石巻校区文化祭、豊橋まつり）への参加

事業所外生活支援：宿泊体験(自律生活訓練)

希望者を対象に、「宿泊体験（自律生活訓練）」を実施する。宿泊体験を通して、利用者の地域生活移行に向けた意識及び日常生活、社会生活技術を高めると共に、グループホームの体験利用等へとつなぐことを目的とする。

実施にあたり、「地域生活支援センターすたあと」、「共同生活支援ぱあとなあ」と協力して調整する。

余暇活動支援

「地域生活支援センターすたあと」をはじめとする他の事業所のイベント・行事や公共施設の利用案内・情報提供、必要に応じて、他機関・事業所との連携等により、利用者の余暇活動を支援する。

家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう支援・協力する。

その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

1. 家族相談日を四半期に1回、年4回開催する。

利用者、家族、職員の親睦、交流、意見交換を目的とし、併せて事業計画・事業所状況等説明、福祉情勢や利用者及び家族のニーズに基づく研修等行う。

2. 個人懇談・個人面談の実施：アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家庭訪問の実施（希望者）

家族面談／見学日の実施、設定（3月・9月）

3. 行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

4. 保健衛生・給食

保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施

1月：問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

歯科検診：(医師会協力)

嘱託医（心療内科／精神科）による面談の実施（1回／3カ月）

毎日・毎月の健康チェック（検温） 毎月1回の血圧・体重測定（看護師対応）

感染症対策：新型インフルエンザ マスク・消毒器機等、備品の整備

給食

実費（材料費・光熱水費）徴収の上、利用者に給食を提供する。

魅力的な食事の提供と食環境を整え、安全な食材を使用し利用者の健康維持、増進を目的とする調理法の工夫等を行う。量の加減、特別食等の配慮を利用者の希望により行う。

5. 地域活動

地域社会への参画は地域への障害への理解、地域福祉の増進に必要不可欠である。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能を地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め、事業所の開放と社会化を推し進める。生活の基盤（ソフト・ハード面共）の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境が育つと考える。

地域の社会資源としての事業所機能の還元、及び社会化

1. ボランティアの受け入れ

定期的なボランティア、行事等のボランティアの募集・対応

2. 特別支援学校生徒の「職業体験」「現場実習」等受入

3. 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」

地域小・中・高校生徒の「福祉学習」、「職業体験」等受入

4. 日中一時支援事業の実施（定員：5名）

特別支援学校生徒（事業所利用希望者）を中心に生活介護事業所 奏楽と利用調整を行う。

5. 事業所見学の受入

特別支援学校、関係機関等、事業所見学を生活介護事業所 奏楽と調整をし行う。

6. 人権擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。

事業所内の苦情解決の仕組みとして、アンケートの実施、及び相談日を設定する。

広報・啓発活動

1. 機関紙“どりにむメッセージ”の配布・送付

※法人で編集委員会の編集方針をもとに編集・発行する

定期刊行 年3回（7月・11月・3月）

2. 法人ホームページ、SNSの活用 リアルタイムの情報発信／情報公開

“どすごいブログ” Instagram（インスタグラム）の活用

3. 新聞・タウン誌等への情報提供 取材依頼（活動・イベント）

地域交流事業

1. 地域（校区）等行事への参加

豊橋まつり、善意フェスティバル、いきいきフェスタ、石巻校区文化祭、盆踊り等への参加など

2. 他施設・事業所、民間団体との交流

知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、とよはし総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力

3. 隣接する小学校、中学校、高校、大学、専門学校等との交流

文化祭等への参加、職業体験、実習等の受入れ、他

4. 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動

ボランティアサークルとの交流・協力、他

6. 環境整備

店舗運営を中心とした事業所の特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。来客者にとって『安らぎ』『癒し』『出会い』の場であることを忘れず、常に魅力的な店舗であることを心掛ける。

補助金、助成金等を活用して、改修（部分的な補修から大規模改修まで）、機器類の購入等を計画的に行う。

1. 計画的な建物管理 屋外木部補修（塗装工事）、及び修繕
給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検
清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年3回
2. 事業所周辺緑化 敷地内法面の除草
3. 店舗内美化 ギャラリースペースの有効活用
4. 各室、及びトイレを常時、整理・整頓・清潔に保つこと
5. 公用車管理 車両清掃（内外）

7. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。

地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。

1. 防災訓練・学習（毎月1回）
偶数月：防災、及び安全学習会 奇数月：防災訓練
総合防災訓練（1回／年）
2. 利用者の安全学習
3. 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理 ※防災倉庫の管理
4. 防災自主点検実施：毎月1回

8. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

1. 事業所外研修 県社協・福祉協会・セルフ協等の実施する研修への参加
他施設・事業所の活用
2. 事業所内研修 OJTサポート研修、ロワーマネジメント研修（各4回／年）
虐待防止研修 指定研修報告等
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月）
3. 職域関連研修 指定研修及び職員希望により考慮
4. 自己啓発研修 指定研修及び職員希望により考慮、資格取得のバックアップ

9. 苦情解決

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、童里夢が提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。

利用者の権利を守り、童里夢が提供するサービスを適切に利用できるようにする。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、利用者自治会、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。